

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
6 次産業化整備支援事業	<p>1 応募申請書（別紙様式 1）</p> <p>2 事業実施計画書（別紙様式 2）</p> <p>3 費用対効果分析（別紙様式 3）</p> <p>4 添付資料</p> <p>（1）応募団体が農林漁業者団体の場合</p> <p>① 農業経営を行う法人の場合</p> <p>ア 定款</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ウ 直近 3 カ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）</p> <p>② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合</p> <p>ア 法人設立が確実であること分かる書類</p> <p>イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近 3 カ年分の決算報告書</p> <p>個人経営から新たに設立する場合には、直近 3 カ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等</p> <p>③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合</p> <p>ア 組織の代表者、出資金及び規約等の分かる書類</p> <p>イ 経理の一元化を行っていること分かる書類</p> <p>ウ 構成員に課税されている場合には、直近 3 カ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等団体に課税されている場合には、直近 3 カ年分の決算報告書</p> <p>④ 共通</p> <p>ア 見積書</p> <p>イ 機械・施設等の位置図</p> <p>ウ 機械・施設等の配置図及び平面図</p> <p>エ 機械・施設整備の工程（工事日程）等</p> <p>オ 商品の製造工程（フローチャート）</p> <p>カ 六次産業化・地産地消法第 5 条若しくは第 6 条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し又は農商工等連携促進法第 4 条若しくは第 5 条の規定に基づく農商工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し</p> <p>キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）</p> <p>なお、応募者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況等の確認をする場合があります。</p> <p>ク 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の</p>

資料

ケ 土地や施設等を他者から貸借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料（多様な事業者と連携する取組の場合のみ）

その他、追加資料の提出を求める場合がありますのでご留意願います。また、①から④までに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。

(2) 応募団体が中小企業である場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3カ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- ④ 組織の代表者、規約等のわかる書類
- ⑤ 見積書
- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表
- ⑨ 商品の製造工程（フローチャート）
- ⑩ 農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は変更した農商工等連携事業計画の写し
- ⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことが分かる書類（借入金金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）

なお、応募者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況等の確認をする場合があります。

⑫ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の資料

⑬ 土地や施設等を他者から貸借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料

⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料（農商工等連携事業計画での連携以外にも、多様な事業者と連携する取組の場合のみ添付。）

その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から⑭までに掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

また、上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出してください。